

令和 7 年 3 月 11 日
植 物 防 疫 所

サウジアラビアにおける火傷病菌の発生情報に伴う対応について

今般、サウジアラビアは火傷病菌の発生国であることが判明しました。

このため、サウジアラビアに対して、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）別表 2 の 16 項で規定されている火傷病菌の宿主植物について、書簡により、令和 7 年 3 月 6 日を発効日として検査証明書の発給停止を要請しています。

なお、諸外国に対しても、令和 7 年 3 月 10 日付で SPS 緊急通報により我が国が当該植物の輸入を停止する旨、通知済みです。

つきましては、令和 7 年 3 月 6 日以降に発給された検査証明書を添付し、輸入された下記 1 の対象植物については、下記 2 による対応を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1 対象植物

サウジアラビア産の火傷病菌の宿主植物
(植物防疫法施行規則別表 2 の 16 項で規定されている植物)

2 輸入検査

検査証明書を添付した対象植物が輸入された場合、当該証明書は植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に適合しないものとし、法第 9 条第 2 項により廃棄を命ずる。

- 植物防疫法施行規則 別表 2
https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2
- SPS 緊急通報 (G/SPS/N/JPN/1326)
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/G/SPS/NJPN1326.pdf&Open=True>